

ひた

CONTENTS もくじ

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 02 自然災害から身を守るために | 20 咸宜園コラム |
| 05 自治基本条例 | ／食生活改善推進員さんのおすすめレシピ |
| 10 市県民税が決まりました | 21 図書館に行こう |
| 12 春の叙勲／市政情報ピックアップ | 22 6月のお誕生日おめでとう |
| 14 くらしの情報／人権コラム | ／児童館・支援施設の6月の主な催し |
| 17 後期高齢者医療保険 | 24 子育て世帯臨時特例給付金 |
| 保険料が決まりました | ／出前懇談会のご案内 |
| 18 まちの話題 | |

表紙

遊花祭のカクテルショー

5月11日に行われた遊花祭のカクテルショーで、子供たちがカクテル作りに挑戦。完成したカクテルは、家族にプレゼントしました。

[非常持出袋]災害発生時に

最初に持ち出すもの

- ・食料 ①飲料水（ペットボトル500ml×2本）②非常食×3日分（乾パンや缶詰など火を通さなくていいもの）
- ・生活用品 ①懐中電灯②携帯ラジオ③携帯電話用充電器④医薬品（傷薬、ばんそうこう、胃薬など）⑤貴重品（公衆電話の利用に10円玉も必須）⑥衣類（保温性が高いもの）⑦マスク⑧雨具⑨タオル⑩紙食器⑪割り箸⑫軍手⑬ライター・ろうそく⑭ナイフ・缶切り⑮ティッシュ⑯ビニールシート⑰生理用品⑱携帯用トイレ⑲保険証のコピー



備え2

非常持出袋の準備

災害は、いつどんな状況で起こるか分かりません。そのため、常日頃から備えが大切です。

[備蓄品（数日～10日分）]救援物資が届くまでの間、生活をするためのもの

- ・食料 ①飲料水（1日3ℓ）②非常食
- ・生活用品 ①カセットコンロ②紙食器③割り箸④ラップ⑤ウェットティッシュ・トイレットペーパー⑥洗面用具・水のいないシャンプー⑦タオル⑧使い捨てカイロ⑨マスク⑩ロープ・バール（工具）⑪ランタン⑫安全靴⑬携帯用トイレ⑭寝袋・毛布⑮シート

※家族の人数や年齢によって種類や量が異なります。

※種類や量が多くなると重たくなるので、自分に合った重さで準備してください。

いざ被災したときに、自分や家族に必要なものは何かを考え、最低でも以下のものはすぐ持ち出せるようにしておきましょう。

- ① 常用している薬
- ② 3日分の食料、飲み物
- ③ 毛布や厚手の服など
- ④ ラジオ、懐中電灯
- ⑤ 現金、通帳、印鑑などの貴重品

主な気象情報の種類

注意報

災害が起こる恐れがある場合に発表されます。

警報

重大な災害が起こる恐れがある場合に発表されます。

土砂災害警戒情報

土砂災害が起こる恐れがある場合に発表されます。

台風情報

台風が発生した場合に発表されます。



風水害を誘発する雨や風の情報は、テレビやラジオなどの気象情報（天気予報）から収集することができます。また、河川水位情報は、水郷テレビ、KCVのdボタンで収集することができます。

備え3

日頃から気象情報等に注意する

特に、梅雨期の気象情報などには十分注意しましょう。

自主防災組織

災害時は、高齢者や乳幼児、障害のある人が特に被害を受けやすく、周囲の手助けが欠かせません。地域内で防災について話し合い、訓練に生かすことで、防災の意識を高めることが大切です。



災害が発生したとき、地域の人々が協力すれば大きな力になり、被害を最小限に抑えることができます。地域には「自分たちの町は自分たちで守る」という共助の精神で、自発的に防災活動を行う自治会等の自主防災組織があります。

備え4

地域ぐるみで防災対策を

自分の家族を守るために、日頃から自主防災組織が行う避難訓練などの防災活動に積極的に参加しましょう。



6月1日から7日までは「日田市防災週間」

自然災害から身を守るために

今年も本格的な梅雨期を迎えようとしています。

梅雨期に入る前に、家庭・地域内で連絡体制や避難方法を決めておき、日頃から天気予報など気象情報に関心を持つことが肝心です。

災害への備え、万全ですか？

備え1

危険な場所、避難所の把握

浸水被害や土砂災害、避難所等の確認はハザードマップなどを活用しましょう。

家の周りなどの危険な場所（浸水被害、土砂災害が起こる可能性のある箇所）を確認し、豪雨等の場合に、どのような災害が起こるか事前に把握しておくことが重要です。また、このような災害に備え、自分たちの避難所等を事前に確認しておきましょう。

・浸水被害

河川に近い場所や、周りの土地より低い場所は、豪雨の際に浸水被害が起こる可能性があります。

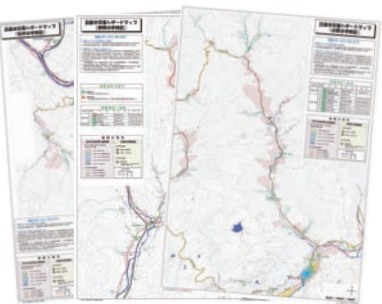
・土砂災害

傾斜30度以上、高さ5m以上の急傾斜地は、豪雨の際に土砂災害が起こる危険があります。また樹木の少ない急傾斜地も注意が必要です。



ハザードマップ

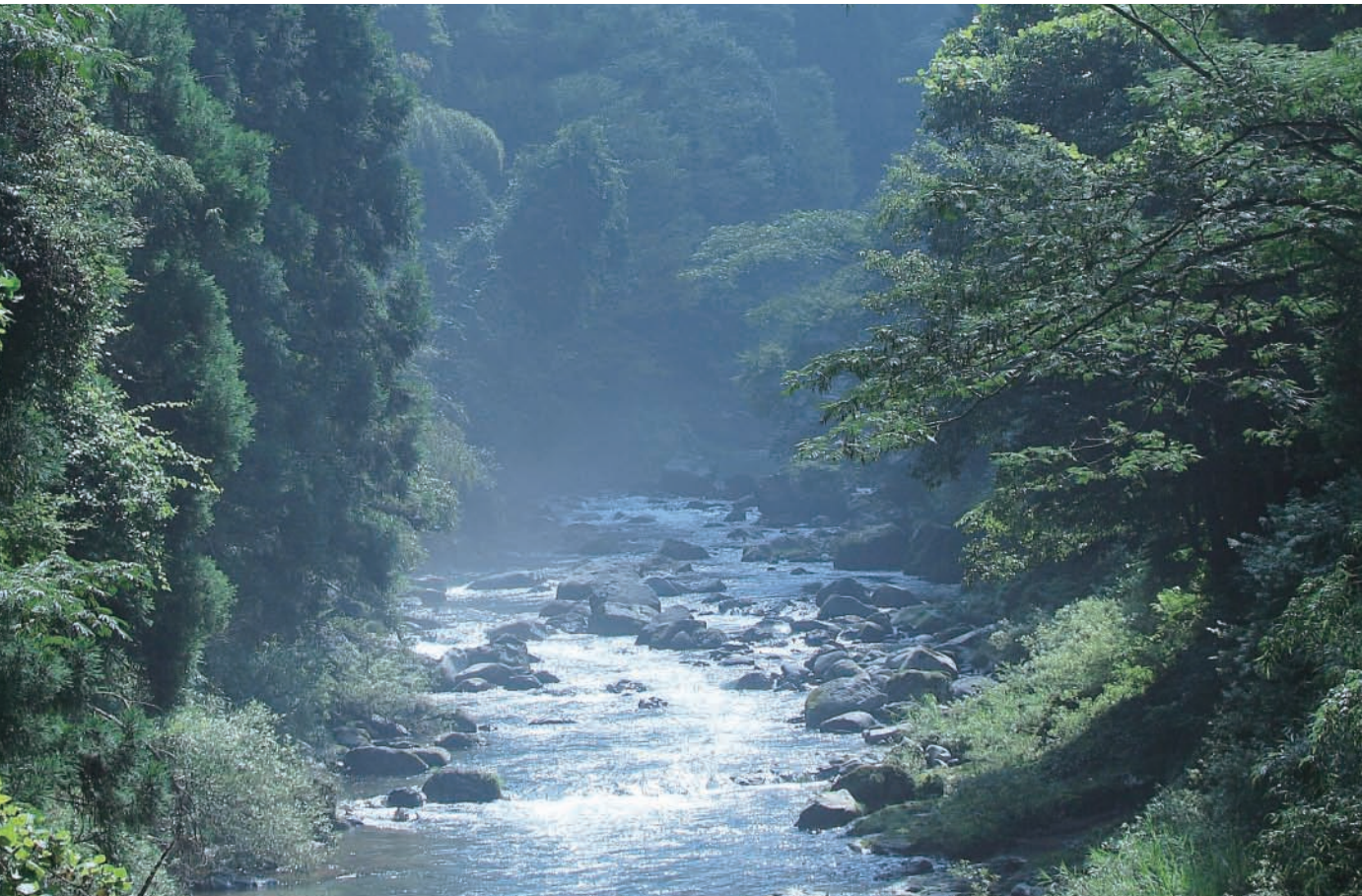
河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域とその水深及び土砂災害の危険箇所を示し、市指定避難所や災害時の関連施設などを表示しています。



※ハザードマップは、市役所4階防災・危機管理室、市ホームページで確認することができます。

日田市自治基本条例を施行します

日田市自治基本条例が4月1日から施行されました。
この条例は、「まちづくりの主体は市民である」と「参画と協働によるまちづくり」を主旨としています。
これまで3回にわたって、第五章まで説明しました。
最終回の今月号は、日田市自治基本条例の第六章「市民参画及び協働」から第八章「条例の見直し」の各条文について説明します。



第六章 市民参画及び協働

【第21条（市民参画）】
市長等は、市政に関する計画又は政策の立案の段階から、公正かつ透明な市民参画の機会を積極的に創出し、市民の意見が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならない。

2 市長等は、市民に対し、市民参画を有意義なものにするために必要な資料等を提供しなければならない。

3 市長等は、前2項に規定するもののほか、市民の意見、要望及び提案を受け付けるとともに、意見等に対する処理の結果を明らかにするなど、誠実に対応するものとする。

△解説▽
ここでは、自治の基本原則の一つである「市民参画」をより促進させるための規定を定めています。

第1項では、総合計画などの計画の策定や条例の制定等を行う際は、できるだけ早い段階から市民の意見を取り入れていくことを表しています。一般公募などにより、市民が参画しやすい環境を作り、市民の意見を市の政策等に適切に反映しながら市政運営を行うために定めるものです。

主な避難情報の種類

- 避難準備情報
避難するのに時間を要する人は、避難の準備を行い、避難を始めてください。
- 避難勧告
皆さん避難してください。
- 避難指示
皆さん避難しなさい。

避難情報の入手
大雨や強風が予想され、それに伴い災害の発生が予想される場合は、市から避難情報を発令します。この避難情報の種類は3通りで、意味合いは次のとおりです。
災害時の避難で何よりも大切なことは、危険を感じたら自らの判断で避難することです。

知っておきたい
避難情報のこと
避難情報が発令されていなくても、危ないと感じたら、すぐ避難してください。

避難情報の主な伝達方法

- ひた防災メール
気象警報や災害情報、避難情報等をメールでお知らせします。hitacity@jjjo.bosai.info宛て（右記の二次元コードからアドレスを読み取ることができます）に空メールを送信し、返信されたメールから登録してください。
- 自治会・自主防災組織
- 広報車
- 防災行政無線（水郷テレビ加入者は音声告知放送）
- 緊急速報メール（エリアメール）
- テレビ



避難情報の入手方法
避難情報は、様々な伝達経路を使って発令されます。事前にホームページ、携帯電話、テレビで入手方法を確認しましょう。
※注意事項
・屋外の放送などでは、強い風雨で音声が届きにくい場合があります。
・防災メールは事前にアドレス登録が必要です。
・避難所指定の根拠となった被害の想定を上回る災害が発生する可能性があります。避難所に逃げたから安心ではなく、場合によってはより安全な場所に逃げる必要があります。

訓練放送のお知らせ

防災行政無線を使用した避難情報の訓練放送を実施します。

市では、市内（振興局管内を除く）に設置している防災行政無線で避難情報の訓練放送を実施します。

■とき

6月8日(日) 午前9時30分頃

■放送内容

「これは訓練放送です。これは訓練放送です。～サイレン吹鳴（約1分）～5秒休止～サイレン吹鳴（約1分）～こちらは市役所です。ただいまのサイレンは避難情報の訓練放送です」

※訓練放送で市民の皆さんが避難等をする必要はありません。

※振興局管内は、別途訓練放送を行います。

※気象状況等により中止する場合があります。

※サイレンの音は、大分県ホームページ

(<http://www.pref.oita.jp/site/bosaianzen/saigai-siren.html>)

で試聴することができます。

※避難放送（避難準備情報・避難勧告・避難指示）は、事前にサイレンを吹鳴します。

☎防災・危機管理室 ☎24 3 6 3（市役所4階）





第2項では、市政への市民参画をより有意義なものにするため、市は、他自治体の参考事例や市の各種データ等、協議に必要な資料を提供しなければならないことを定めています。

第3項では、計画の策定や条例の制定などの場合以外にも、通常の市民からの意見や要望等についても市民参画の一つと捉え、市は、処理結果を明らかにするなど、誠実に対応しなければならないことを規定しています。

【第22条（協働）】

市民、地域コミュニティ並びに市議会及び市長等は、協働してまちづくりの推進に取り組まなければならない。

2 市長等は、まちづくりの推進を目的として主体的に活動する市民及び地域コミュニティに対し支援を行う際には、適切かつ効果的なものになるよう努めるものとする。

△解説△

ここでは、市民や市議会、市長等がお互いに理解し合い、協力してまちづくりの推進に取り組まなければならないことを規定しています。

【第24条（地域課題）】

市長等は、各地域が抱える課題を把握し、その課題が市全体の共通の課題であることを市民が認識できるよう、情報提供に努めなければならない。

2 小規模集落（戸数の減少及び高齢化が著しい集落をいう）等の住民は、地域内で協力するとともに、周辺地域との連携により、地域課題の解決に取り組むよう努めるものとする。

3 市長等は、小規模集落等において市民が主体的に行う地域活動に配慮するとともに、その活動が困難な場合においては、必要に応じて、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

△解説△

市町村合併により、様々な特色を持つ地域を有することとなった本市は、その地域特有の課題がたくさんあります。

特に、人口減少や高齢化が著しい周辺地域の山村集落等では、地域の住民だけで課題を解決していくことが難しくなっています。

ここでは、地域課題の解決のための市民や市の役割や取組などについて定めています。

第1項では、行政として地域課題の把握に努めるとともに、その

第1項では、まちづくりの推進にあたっては、市民や自治会、市議会や行政など、市全体で地域課題と目標を共有し、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いに対等な立場で、連携、協力して取り組まなければならないことを規定しています。

協働でまちづくりを行うということは、行政の負担軽減が目的ではなく、市が市民をまちづくりの主体として尊重し、対等なパートナーとしてまちづくりを行うということです。

第2項では、まちづくりの取組に対する市長等の支援について規定しています。

協働を進めていくにあたって、主体的にまちづくり活動を行う市民や自治会等に対して支援を行う場合、特に財政的支援を行う場合は、それが適切で効果的であるかという観点で実施しなければなりません。その際、この条例の第17条「行政評価」に規定する外部の視点を取り入れることも考えられます。

【第23条（自然環境、歴史及び文化の保全等）】

市民、市議会及び市長等は、本市の財産である先人が守り育ててきた素晴らしい自然環境、歴史及び

文化を保全し、活用し、及び次の世代に引き継ぐよう努めなければならない。

△解説△

市町村合併により666キロ平方メートルの広大な面積を有する日田市には、様々な分野において素晴らしいものがたくさんありますが、多くの市民の「自然環境」や「歴史」「文化」が本市の宝であるという意見からこの条文を定めました。

本市は、地域の約8割を占める山林があり、全国有数の林業地です。特に日田杉は、鹿児島県の屋久杉、宮崎県の飫肥杉と並び九州三大美林に挙げられ、美しい山々を形成しています。またその山々で育まれた水は、筑後川の源流となり、やがて市民の憩いの場であり、「水郷ひた」の象徴でもある三隈川に流れるなど、豊かな自然環境に恵まれています。

また、江戸時代には幕府直轄地である天領として西国筋郡代が置かれ、九州の政治・経済の中心地でした。当時、廣瀬淡窓が開いた「咸宜園」では個性を尊重する教育が行われ、優秀な人材の輩出に貢献しました。

本市には、この咸宜園を始めとした国指定の有形文化財や、天瀬の五馬くにち、前津江の大野楽な

かに該当するときは、住民投票を行うことができます。

- (1) 住民が必要な手続を経て、住民投票の請求をしたとき。
 - (2) 議員が住民投票の実施を提案し、市議会がこれを認めたとき。
 - (3) 市長が自ら、住民投票が必要であると判断したとき。
- 2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定めるところによる。

△解説△

住民投票は、住民の意思を直接市政に反映できる制度であり、住民の市政参加を保障する制度です。しかし、地方自治は、あくまで市長、議員を住民の代表とする間接民主主義が原則であり、住民投票はそれを補完し、自治を充実させる制度として位置付けられます。

住民投票は、市政に関して特に重要な事項について、住民の意思を確認するために実施するものですが、その実施にあたっては、住民間に感情的な対立を生むおそれや少数意見の取扱いなどに慎重さを要し、さらに多額の費用も掛かります。したがって住民投票は、重要案件について、住民一人ひと

どの無形の伝統文化、さらに小鹿田焼（国重要無形文化財）に代表される伝統工芸など、先人が残した様々な歴史や文化があります。これらの自然環境や歴史、文化は、本市の大切な財産であり、市民、市議会及び市は、これらを大切に守り育て、観光や教育などに活用し、また後世に引き継いでいかなければならないことを定めています。



りの意思を確認する必要に迫られたときの最終手段として行われます。

また、「市民」ではなく、「住民」とした理由は、市政に関する重要な事項を定める投票であることから、市内に住所を有する人を対象に行うべきであると判断したことによります。

住民投票を実施するためには、資格や年齢要件など必要事項を定めた別の条例が必要になります。この場合、事案ごとに議会の議決に基づいて条例を制定する「個別型」と、対象事案や投票資格など投票に関するルールを定めた条例をあらかじめ設ける「常設型」があります。この条例を定めるにあたってはどちらにするか決まっています。今後、「個別型」にするか「常設型」にするか、検討する必要があります。

第1項では、市政に関する特に重要な事項については、住民、市議会、市長が以下の一定条件の下で住民投票の発議（住民投票に関する条例の提案）を行うことができるということです。

- (1) 住民：地方自治法第74条の規定に従い、市内の有権者の50分の1以上の署名をもって、住民が直接請求することにより、提案することができます。

(2) 議会：地方自治法第112条の規定に従い、提案することができず。

(3) 市長：地方自治法第149条の規定に従い、議会に提案することができず。

第2項では、住民投票の結果に法的拘束力はないものの、住民の意思の表明であることから市長だけでなく、市民も市議会も結果を尊重することを表しています。

第3項では、住民投票に関して、資格や年齢要件など必要事項については、別の条例で定めることを規定しています。



【第26条（危機管理）】
市長等は、市民及び旅行者等の安全及び安心を確保し、災害等の発生時に適切かつ迅速に対処するため、危機管理体制を整備してお

かなければならない。

2 市長等は、災害等の発生時に
おいて、市民及び旅行者等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市民、地域コミュニティ、社会福祉協議会等の関係機関並びに他の自治体及び国と相互に連携し、及び協力しなければならぬ。

3 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保するよう努めなければならない。

4 地域コミュニティは、日頃から地域における防災体制を整え、防災訓練等を行うとともに、災害等の発生時には、地域の中で互いに協力して対処するよう努めるものとする。

△解説▽
平成23年3月の東日本大震災や日田市に甚大な被害をもたらした平成24年7月の九州北部豪雨災害など、大規模な災害のときには、「自助」「互助」「公助」それぞれの取組が非常に重要であるため、この規定を定めるものです。

ここで言う「災害等」とは、台風、地震などの自然災害を始め、新型インフルエンザの発生やテロ行為などにより、市民の生命、身体及び財産に重大な影響を及ぼす状況を言います。

積極的に日田市の素晴らしい自然、歴史、文化などのことを市外の人たちにPRしていくことの必要性を規定しています。また、市内でも地域の情報を他地域へ情報発信する必要性も表しています。

さらに、市も先進的な施策等の取組を市外にPRする必要性も含まれています。

【第28条（他の自治体及び国等との連携）】
市議会及び市長等は、広域的な課題を解決し、又はまちづくりの推進を図るため、他の自治体及び国並びにその他必要と認める団体等との積極的な連携に努めなければならない。

△解説▽
行政需要の多様化、政策課題の広域化などにより、市における課題が市単独では有効に解決できず、近隣の自治体と連携・協力しなければ解決できない場合も多くなっています。そこで、近隣の自治体と情報の共有を図り、医療や福祉、教育、環境等の様々な分野で共通に抱えている課題は、お互いに自主性を持ちながら総合的な視点に立った連携を図り、解決に向けて取り組むことを規定しています。

また、まちづくりの推進を図る上で、NPOなどの団体との協力

第1項では、市は、水害や地震など様々な災害等の発生時には、市民や旅行者等の安全・安心確保のため、あらかじめ災害対策本部体制の確立や地域防災計画の策定、避難場所の確保など、防災体制を整備しておかなければならないことを定めています。

第2項では、市として、災害等が発生したときに、地域住民や自治会、消防団、警察、社会福祉協議会などの関係機関や事業者等、あるいは国、県、災害時応援協定を結んでいる他の自治体などと連携・協力し、市民等の安全確保に努めなければならないことを定めています。

この第1項と第2項に規定したことが「公助」となります。

第3項では、市民は、日頃から非常持ち出し用品を準備したり、避難経路を確認しておくなど、自ら災害の発生に備えるとともに、災害等が発生したときは、自らの安全の確保を図らなければならないという「自助」について定めています。

第4項では、地域コミュニティである自治会、また地域の消防団

や、近隣の自治体や国等と協定を結ぶなど積極的に連携していくことも規定しています。



NPO「つえ絆くらぶ」の活動の風景

第八章 条例の見直し

【第29条（条例の見直し）】
市長は、この条例が市民を主体としたまちづくりの実現に寄与しているかについて検証し、市民参画による検討を施行の日から4年を超えない期間ごとに行うものとする。

2 市長は、前項に規定する市民参画による検討の結果を受けて、この条例の見直しが適当であると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

△解説▽

第1項では、この条例の実効性

などは、日頃から地域の防災体制を整備し、防災訓練などを行うとともに、災害が起こった場合には、身近な地域の中で市民が互いに助け合うという「互助」について定めています。



を確保するため、条例の規定内容がどのように制度等に反映され、市民主体のまちづくりの実現が図られたのか検証するとともに、この検証結果を市民の参画により検討することを規定しています。

市民の参画による検討は、この条例の規定が常に時代や社会情勢の変化に沿った内容となっていることを担保するため、この条例の施行日から4年を超えない期間ごとに行うこととしています。

ここで言う「検証」とは、この条例に基づいた推進計画などを定め、その計画の進捗状況の把握を行うことなどです。

第2項では、条例の内容について、市民の参画を得て検討した結果を受けて見直す必要があるときには、条例改正などの措置を行うことを定めています。

日田市自治基本条例について、ふれあい宅配講座を実施しています。

少人数のグループ等でもお伺いしますので、ご利用ください。

企画課政策企画係

☎2227（市役所6階）

納税の方法

納付書で納税する人や口座振替
を利用する人（普通徴収該当者）
又は年金から天引きされている人
（年金特別徴収該当者）に、納税
通知書を6月中旬に郵送します。

納付書は、納税通知書を発送す
る際、全納期（4期）分を一括し
て同封します。第2期以降分の納
付書は大切に保管し、各納期限ま
でに納付してください。

市県民税の納付は、簡単・便利
な口座振替を是非ご利用ください。

・納期限

第1期 6月30日
第2期 9月30日
第3期 12月1日
第4期 平成27年2月2日

納期限までの納付を
お願いします

納期限を過ぎても納付がない場
合は、納期限後20日以内に督促状
を発送します。その場合、地方税
法及び市税条例の規定に基づく督
促手数料（100円）と延滞金が一
加算されます。督促状の納期限を
過ぎても納付がない場合は、やむ
を得ず財産等の差押えを行うこと
があります。

市税を有効に活用するためにも、
納期限までに納めてください。

納期限までに納付できない場合
など、納税についてのご相談は、
税務課納税係（☎8205）に
ご連絡ください。

コンビニエンスストアでも
納付できます

銀行等金融機関の他にも、コン
ビニエンスストアで市税等が納付
できます。納付できる納付書には、
バーコードが印字されています。

※次のような場合は、コンビニエ
ンスストアで納付できません。

- ・破損等によりバーコードを読み取る
ことができないとき
- ・納付書1枚当たりの金額が30万円を
超えるとき
- ・金額を訂正したとき

所得控除

人的控除			人的控除額
基礎控除			33万円（5万円）
配偶者控除 ※前年所得38万円以下の配偶者	一般		33万円（5万円）
	老人（70歳以上）		38万円（10万円）
配偶者特別控除（控除対象配偶者を除く）			～33万円（～5万円）
扶養控除 ※前年所得38万円以下の扶養親族	一般（16歳以上19歳未満、 23歳以上70歳未満）		33万円（5万円）
	特定（19歳以上23歳未満）		45万円（18万円）
	老人 （70歳以上）	同居老親等以外	38万円（10万円）
		同居老親等	45万円（13万円）
障害者控除	一般の障害者		26万円（1万円）
	特別障害者		30万円（10万円）
	同居の特別障害者		53万円（22万円）
寡婦控除	一般の寡婦		26万円（1万円）
	特別寡婦（子を扶養）		30万円（5万円）
寡夫控除（子を扶養）			26万円（1万円）
勤労学生控除			26万円（1万円）

※（ ）内は所得税と市県民税の人的控除額の差。

その他の控除	控除額
医療費控除	（支払った医療費－保険金等の補てん金）－（総所得金額等の5％又は10万円のいずれか小さい額）
社会保険料控除	国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金、雇用保険などの支払額
生命保険料控除 ※適用限度額 7万円。	一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料を次の①～③の方法により計算した各控除額の合計 ①平成24年1月1日以後に締結した契約（新契約） 1万2,000円まで…支払った保険料の金額 3万2,000円まで…支払保険料×1/2＋6,000円 5万6,000円まで…支払保険料×1/4＋1万4,000円 5万6,000円超……2万8,000円 ②平成23年12月31日以前に締結した契約（旧契約） 1万5,000円まで…支払った保険料の金額 4万円まで………支払保険料×1/2＋7,500円 7万円まで………支払保険料×1/4＋1万7,500円 7万円超………3万5,000円 ③新契約と旧契約の両方について控除を受ける場合 新・旧契約それぞれに上記①、②で計算した額の合計（限度額2万8,000円）
地震保険料控除	・地震保険料（限度額2万5,000円） 支払った保険料の金額×1/2 ・旧長期損害保険料（限度額1万円） 5,000円まで………支払った保険料の金額 1万5,000円まで…支払保険料×1/2＋2,500円 1万5,000円超……1万円

税務課市民税係☎8396（市役所1階）

平成26年度の市県民税が決まりました

平成25年中の所得に基づき、平成26年度の市県民税（住民税）が決定しました。
6月中旬に納税通知書をお送りしますので、ご確認ください。

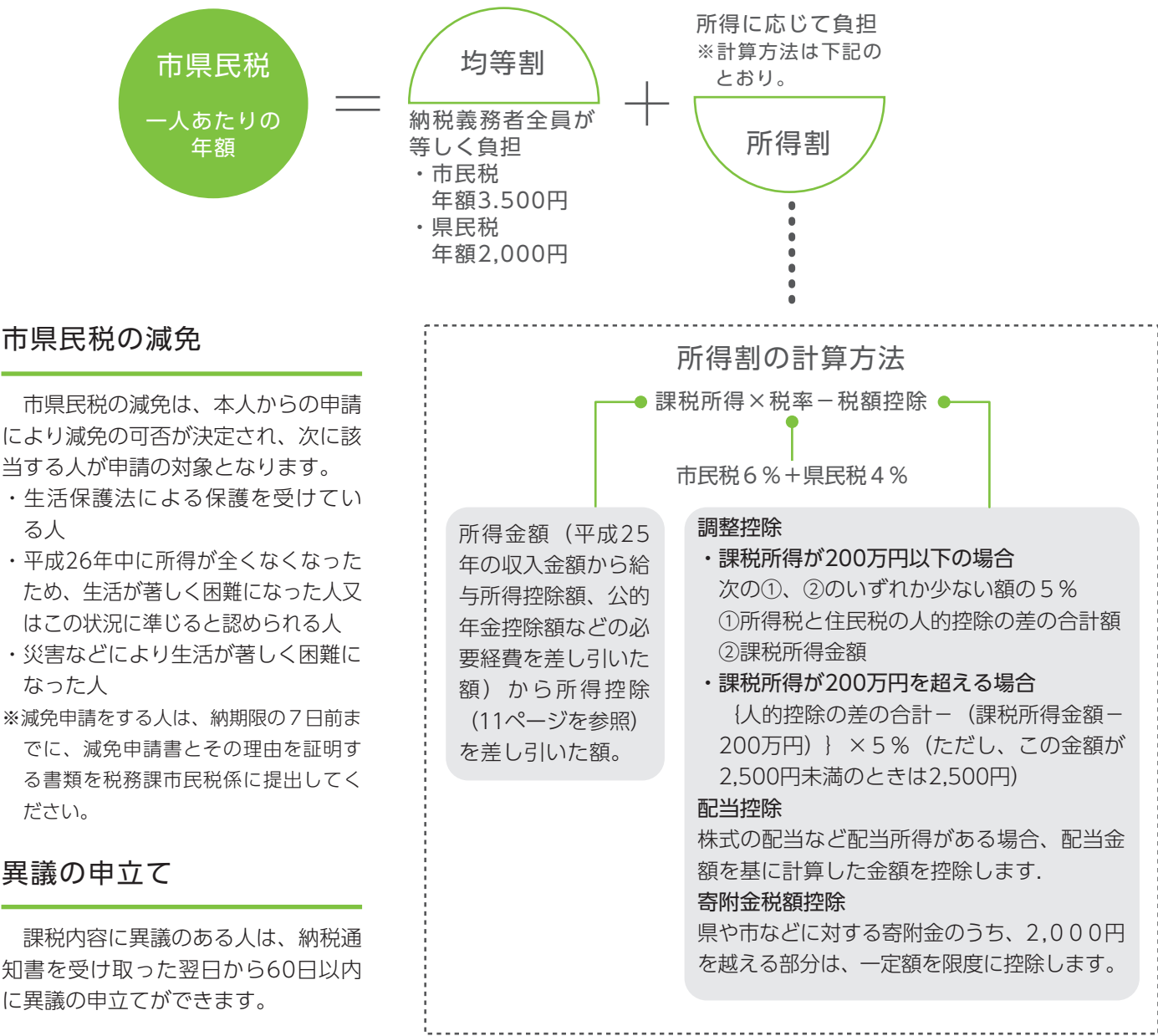
市県民税を納める人（納税義務者）

平成25年中の所得が一定以上ある人で、平成26年1月1日現在、次の項目のいずれかに該当する人

- ▶市内に居住する人 均等割＋所得割を納税
- ▶市内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷がある人 均等割を納税

市県民税の計算方法

市県民税の税額は、一人ひとりが等しく負担する「均等割」と、所得金額に応じて負担する「所得割」との合計額です。





募 集

屋久島町子ども交流事業参加者募集

【問合せ】企画課政策企画係 ☎ 28 2 2 7
(一社) 日田青年会議所 ☎ 24 7 1 5 0

市内の小学校6年生を対象に、鹿児島県屋久島町で交流事業を行います。この夏、世界自然遺産の島「屋久島」で楽しい思い出と新しい友達を作ってみませんか。

※(一社) 日田青年会議所と市の協働事業として実施します。



- ▶ **とき**
7月31日(木)～8月3日(日) (3泊4日)
- ▶ **ところ**
鹿児島県屋久島町内
- ▶ **宿泊施設**
鹿児島環境研修センター、屋久島青少年旅行村
- ▶ **対象** 小学校6年生
- ※前津江町校区の小学生(同様の事業を実施しているため)及び平成25年度に参加した小学生を除く。
- ▶ **参加費**
一人2万円(研修材料費等含む)
- ▶ **募集数** 40人(抽選)
- ※住所・氏名・電話番号・生年月日・学校名・性別・保護者氏名・Tシャツのサイズ(XS、S、M、L)・アレルギーの有無を記入の上、往復はがきで郵送してください。
- ▶ **申込先**
〒877-0016
三本松2-2-16 日田商工会議所3階
(一社) 日田青年会議所
屋久島子ども交流事業係
- ※詳細は、日田青年会議所にお問い合わせください。
(午前10時から午後4時まで受付、水・土・日曜日、祝日は休み)
- ▶ **申込期限**
6月20日(金)(消印有効)
- ※参加者決定後、参加者及び保護者対象の説明会を行いますので、その際に参加費を持参してください。

募 集

考古学講座
「タイムトリップひたVol.12」

【問合せ】文化財保護課埋蔵文化財係 ☎ 24 7 1 7 1

「中世の日田と豊後国」をテーマに、鎌倉・室町・戦国時代にスポットを当て、豆田以前に日田の中心地であったと考えられる「慈眼山遺跡」を通して中世の世界に触れます。



- ▶ **とき・内容・講師** (変更になる場合があります)
- ・7月20日(日) 午前10時～11時30分
「中世史概説」(講義)
別府大学 飯沼賢司教授
- ・8月17日(日) 午前10時～11時30分
「慈眼山遺跡」(講義)
大分県埋蔵文化財センター 坂本嘉弘氏
- ・9月21日(日) 午前10時～11時30分
「中世の山城」(講義)
大分県埋蔵文化財センター 小柳和宏氏
- ・10月19日(日) 午前8時～午後5時
「中世の日田と玖珠」(日帰りバスツアー)
大分市教育委員会 玉永光洋氏
- ・11月16日(日) 午前8時～午後5時
「中世の終焉～大分県の戦国時代」(日帰りバスツアー)
大分市教育委員会 五十川雄也氏
- ▶ **ところ**
第1講～第3講 埋蔵文化財センター2階講座室
第4講・第5講 現地
- ▶ **受講料**
無料(バスツアーは個人負担有り)
- ▶ **募集数**
65人程度(15歳以上、先着順)
- ※住所・氏名・年齢・連絡先を電話、ファックス、はがき、メールのいずれかでお申し込みください。
- ▶ **申込期限** 6月23日(月)
- ▶ **申込先**
〒877-0077 南友田町516-1
文化財保護課埋蔵文化財係
FAX 24 7 0 2 4
mail bunka@city.hita.oita.jp

お知らせ

教育を考える週間(春)
オープンスクールを実施

【問合せ】学校教育課指導係 ☎ 28 2 2 1

学校での子供たちの様子を市民の皆さんに知っていただくため、市内の全ての小・中学校でオープンスクールを実施します。
お住まいの校区以外に、他の校区の学校も自由に参観できますので、この機会に是非ご覧ください。

- ▶ **参観時間**
各校とも当日の始業時から終業時まで
- ▶ **参観内容**
平常授業、各種行事(親子ふれあい等)
- ※詳しい日程等は、直接、学校にお問い合わせください。
- ※参観の際は、各学校の受付で記名をお願いします。
- ▶ **実施日及び実施校一覧**

実施日	実施校
6月6日(金)	咸宜小学校
6月8日(日)	桂林小学校
6月9日(月)	前津江小学校
6月10日(火)	三隈中学校
6月12日(木)	日隈小学校、北部中学校、戸山中学校、東有田中学校
6月13日(金)	若宮小学校、光岡小学校、朝日小学校、大山小学校、前津江中学校、大山中学校
6月15日(日)	三芳小学校、有田小学校、石井小学校
6月19日(木)	津江小学校、津江中学校、東溪中学校、五馬中学校
6月20日(金)	高瀬小学校、小野小学校、大明小学校、東溪小学校、東部中学校、大明中学校
6月22日(日)	いつま小学校
6月26日(木)	南部中学校
6月27日(金)	三和小学校

お知らせ

一般公開講座 子供の医療・保健勉強会

【問合せ】大分県済生会日田病院 ☎ 24 1 1 0 0
健康保険課保健医療係 ☎ 24 3 0 0 0

- どなたでも参加できます。お気軽にお越しください。
- ▶ **とき** 6月12日(木) 午後7時～8時
- ▶ **ところ** 市役所7階大会議室
- ▶ **演題・講師**
「こどものひきつけ～少なくはないこどもの病気。熱性けいれん、てんかんの知識と対応～」
大分県済生会日田病院小児科部長 武口真広氏

春の叙勲

国家や公共のために功績のあった方に贈られる春の叙勲が発表されました。市内では、次の方々が晴れの受章に輝きました。

春の叙勲



★ 旭日小綬章
地方自治功労
松野宏司さん
(元市議会議員)
71歳・港町

★ 旭日双光章
地方自治功労
矢野益子さん
(元市議会議員)
86歳

募 集

国際交流子どもキャンプ参加者募集

【問合せ】企画課政策企画係 ☎ 28 2 2 7

市内の小学校5・6年生を対象に、アジア太平洋大学の学生と触れ合う「国際交流子どもキャンプ」を実施します。



- ▶ **とき** 8月7日(木)・8日(金)
- ※8月7日午前9時50分に市役所北側駐車場集合。8月8日午後3時50分頃解散。
- ▶ **ところ**
椿ヶ鼻ハイランドパーク施設内(前津江町)
- ▶ **参加費** 3,400円
- ※8月7日の昼食は持参してください。(捨てられる容器を使用してください。発泡スチロール不可)
- ▶ **募集数** 25人(抽選)
- ※企画課に電話でお申し込みください。(電子申請有り)
- ▶ **申込期限** 6月20日(金)

お知らせ

事業所、企業の皆さんへ
「経済センサスー基礎調査」及び「商業統計調査」にご協力を

「経済センサスー基礎調査」及び「商業統計調査」は、総務省及び経済産業省が7月1日現在で、全国の事業所、企業を対象に行う調査です。

この調査は、従業者規模等の基本的構造や商業の実態を明らかにするもので、6月下旬から7月にかけて行われます。調査対象事業所には、6月下旬から身分証を携行した調査員がお伺いしますので、ご理解とご協力をよろしく願います。

なお、調査票に記入していただいた内容は、統計法に基づき秘密が厳守され、統計作成の目的以外に使用されることはありません。

☎ 8260 (市役所6階)

バイオマス資源化センターの液肥を使ってみませんか

液肥とは、生ごみなどをメタン発酵処理した後の消化液を加熱殺菌した液体肥料です。

市では、液肥の利用拡大を図るため、配布用の液肥タンクを設置します。「葉が青くなった」「元気がなかった」「収量もよかった」など好評です。

新しい設置場所では6月から配付を始めます。希望する人は設置場所

にお越しく下さい。

新しい設置場所

東有田公民館
小野公民館
夜明振興センター前
天瀬振興局
五馬出張所
中津江村原部(旧道沿い)
上津江振興局
現在の設置場所
バイオマス資源化センター
大鶴(沙羅)
大山振興局
天瀬町女子畑(金迫公民館付近)
前津江振興局
前津江町桑木公民館

※容器等(ポリタンク、ペットボトル)を持参してください。大量に必要な場合は運搬車の貸出し(要予約)も可能です。

■成分 窒素0.26%、リン0.01% 加里(カリウム)0.10%
☎ 5811

日田市スポーツ激励金等交付要綱を制定

市では、市・県の代表として各種の大会に出場する個人や団体の皆さんに激励金を交付しています。今年度、交付対象及び交付金額の見直しを行い、新たに要綱を制定しました。

■変更点
①交付対象
変更前 県大会以上
変更後 九州大会以上

■とき 6月21日(日) 午後7時キックオフ
■ところ 大分銀行ドーム(大分市)
■優待価格(トリニータシート) 一般 5000円
小・中学生、高校生 1000円

※試合当日に大分県民と分かるもの(免許証、住民票、郵便物など)を西口・東口の特別優待特設テントに提示してください。
※8月に地域優待事業による日田市民を対象にした試合も行われます。詳細は、(株)大分フットボールクラブにお問い合わせください。

☎ 097・554・2250
☎ 8227 (市役所6階)

スヨンの料理教室

国際交流推進員と一緒に「手羽先のサムゲタン&交流会」を実施します。

■とき 6月26日(木)
①午後2時〜4時
②午後6時30分〜8時30分
■ところ 中央公民館料理教室

■参加費 1回500円
■募集数 各20人(抽選)
※左記に電話でお申し込みください。(電子申請有り)
■申込期限 6月16日(月)

※エプロン・タッパーを持参してください。
☎ 8227 (市役所6階)

※ただし、日田市スポーツ少年団又は総合型地域スポーツクラブに加入している個人・団体で、予選を勝ち進んだ又は上部団体の推薦等で県大会に出場する場合は、交付の対象になります。

②交付金額
九州大会 5000円
全国大会 1万5000円
国際大会 5万円
※日田市のスポーツ少年団又は総合型地域スポーツクラブに加入している個人・団体の場合は、県大会1000円を交付します。

☎ 6868 (中央公民館内)

保健・福祉

年金額が改定されます

平成26年4月分から、年金額が0.7%引下げになり、6月に支給される分から、年金の受取額が変わります。

6月初旬に日本年金機構から年金額改定通知書が送付されますので、確認をお願いします。

☎ 6174

☎ 8271 (市役所1階)

児童手当の現況届は、6月中に提出を

平成26年5月まで児童手当を受給していた人に、6月上旬までに書類

貸付農園利用者を募集

市内在住の人を対象に、石井工業団地内にある貸付農園の利用者を募集します。

■貸付期限 平成27年3月31日(火)
■貸付区画 1区画(約110㎡)
■貸付条件
①野菜・花等を栽培(樹木の栽培は不可)
②営利目的の作物栽培は不可

■利用料 無料
※申請書は左記に備え付けています。

■申込期限 6月16日(月)
※1区画のみの募集ですのでお早めにお問い合わせください。

☎ 8313 (市役所3階)

水郷ひた 川の調査隊募集

市では、市内の河川環境を皆さんに知ってもらうため、川を調査する団体を募集します。調査地点は身近な川で構いません。道具などは市が貸し出します。市職員が同行します。

■対象 市内に在住する5〜20人程度で構成される団体(小・中学校のグループ、子供会、自治会、老人会、会社の仲間など)
※小・中学生のみのグループの場合は、必ず大人が指導員として参加してください。

※電話、ファックス、メールのいずれかでお申し込みください。
☎ 環境課水・環境係(市役所2階)

等を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添えて同封の返信用封筒で返送期限までに提出してください。

※こども未来室、各振興局の窓口でも届出を行うことができます。
※届出がない場合、受給資格があっても10月支給の児童手当は受け取れません。
※児童手当には、所得制限があります。
※平成25年中の所得の修正申告をした人は、支給額が変わる場合がありますのでお問い合わせください。

6月は児童手当の支給月

2月から5月までの児童手当を6月5日に振り込みますのでご確認ください。

※振り込みの時間は、金融機関によって異なります。

☎ 8292 (市役所1階)

イベント

犯罪被害者支援講演会

「自分らしく生きること」波瀾万丈の人生を生きてきて、今思うこと」と題した基調講演や、犯罪被害者支援の活動紹介、癒しの音楽会などを行います。

■とき 6月22日(日) 午後1時30分〜4時
■ところ パトリシア日田小ホール
☎ 公益財団法人大分被害者支援センター ☎ 097・532・7776
市民活動推進課生活安全・消費生活係 ☎ 7515 (市役所2階)

☎ 8357 ☎ 8241
✉ kankyo@city.hita.aita.jp

咸宜園教育顕彰事業の募集

咸宜園や廣瀬淡窓に関する論文等や咸宜園教育をテーマにした個人及び団体が行う普及活動などを募集します。

■募集対象
・学術研究部門
咸宜園や廣瀬淡窓、門下生をテーマにした論文・著作など
※未発表・既出は問いません。ただし、既出の場合は、原則、公表から3年以内のものとなります。

教育文化部門

個人や団体等で取り組む咸宜園教育の実践や普及・啓発活動、咸宜園をテーマにした文化芸術活動(小説、随筆、漢詩、詩吟、音楽、演劇)など

■申込方法 パソコンやワープロなどの原稿又は撮影及び収録した記録媒体(CD、DVD等)を左記に郵送

■申込期限 11月1日(出)(必着)

■表彰
・結果発表 平成27年1月下旬(予定)
・授賞式・発表会 平成27年2月22日(日)
※原則、応募作品は返却しません。

☎ 8770012
☎ 2268 (水曜日休館)

タウン情報

さなばり寄席

矢野大和氏、県南落語倶楽部が出演する寄席です。

□とき・ところ

6月8日(日)

午後1時30分～

旧出口小学校体育館

問 出口小跡地利用協議会（高村）

☎090・4582・1557

日田いち

□とき・ところ（雨天中止）

6月8日(日)

午前10時～午後3時

パトリア日田前中央公園

□ブース出店費

1ブース500円（高校生以下無料）、飲食・企業PRブース1000円

※日田プレイスホームページ(<http://www.hita-place.com/>)又は市民活動推進課（市役所2階）でお申し込みください。

□申込期限 6月4日(水)

問 日田プレイス(西岡)

☎090・8833・2319

ほたる観賞会

□とき

6月14日(土)

午後7時～9時

□ところ

月出山多目的交流館周辺

※野菜・ちまき等の販売もあります。

問 月出山まちづくり委員会

☎248711（阿部）

住まいの無料相談会

梅雨の季節に、雨漏りや屋根、雨どいでお困りの人の相談に応じます。

□とき・ところ

6月15日(日)

午前9時15分～正午

桂林公民館

問 一般社団法人日田職人会

☎090・8225・1227（高瀬）

大肥郷農業体験塾2014

今年度は大豆栽培を中心に、時期に応じた農作業の体験や収穫、食の体験などを行います。

□開催予定日（計5回）

6月22日(日)、8月3日(日)、

9月23日(祝)、10月26日(日)、

11月24日(祝)、収穫祭2月11日(祝)

※時間は、いずれも午前10時から午後2時までを予定。

□集合場所

今山公民館（夜明上町・JR日田彦山線今山駅前）

□対象

15組（グループ又は家族）※個人参加も可能です。

□参加費（昼食・お土産付き）1回1組1000円

※年間でも申込みできます。詳細は、お問い合わせください。

※左記に電話又はファックスでお申し込みください。

□申込期限 6月15日(日)

問 ももは工房

☎27211 FAX 27210

大肥郷ふるさと農業振興会

☎2330（森山）

人権コラム  心、豊かに



こころちゃん

心を育む「食」

「ひと」を育て、また「ひと」が育ち、育てられる一。「育成」には多くの方法があり、その代表的なものに「教育」が挙げられます。学ぶことに終着点はなく、生涯を通じて学ぶ「生涯教育（学習）」は広く認識されていますが、教育と同じように重要とされているものが「食育」です。食べることは「ひと」の命と健康を支えるだけでなく、人格や知識の形成に大きな影響を与えています。

「食育」のルーツは意外に古く、石塚左玄が1896年の著作の中で「体育知育才育は即ち食育なり」と表現。また、1903年には報知新聞社の村井弦斎が「小児には徳育よりも、知育よりも、体育よりも食育が先」と小説に書き記しています。

さらには、ドイツの哲学者フォイエルバッハが「人間とはその人の食べたものである」と語るように、古い時代から食についての基本理念に揺らぎはありません。

戦後の貧しい時代のように、食べることが精一杯の頃と比べ、巷には「食」に関する情報があふれています。その一方で、目まぐるしく変化する社会情勢に対応する多忙な毎日の中で「食」の大切さを改めて思い起こすため、2005年に食育基本法が制定されました。法では食育を「生きるための基本」と位置付け、国民運動として食育の推進に取り組むことを課題としています。

皆さんも食育基本法の「前文」に一度、目を通してみませんか。「欲求を満たすために食べる」だけでなく、食への感謝の心と食を愛する崇高な意識を常に持ち続けることによって、「豊かな人間性の創造」など、食がもたらす多くの影響を見つめ直すきっかけになるはずです。

【問合せ】人権啓発センター
☎248017
（市役所別館1階）

後期高齢者医療保険

保険料が決まりました

平成26・27年度の後期高齢者医療保険料率が決定しました。今年度の保険料の均等割額や所得割率は平成24・25年度と同じです。※保険料額の通知は、7月中旬に送付する予定です。

問 健康保険課国保・年金係 ☎248271（市役所1階）
大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097・534・1771

保険料の計算方法

保険料は、被保険者ごとに計算します。被保険者全員が等しく負担する「均等割」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割」との合計金額が保険料となります。※均等割の金額や所得割の所得割率は、2年ごとに見直されます。

年間保険料
(上限57万円)

=

均等割
(4万8,500円)

+

所得割
(平成25年中の総所得金額－33万円) × 9.52%
※平成26年度の場合。

保険料の軽減

所得や世帯の状況に応じて、保険料が軽減されます。詳細はお問い合わせください。

均等割（4万8,500円）の軽減

軽減割合	世帯の総所得金額（※）	軽減後の均等割
9割軽減	33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下。さらにその他の所得がない場合	4,850円
8.5割軽減	33万円以下の場合	7,275円
5割軽減	33万円＋（24.5万円×世帯の被保険者数）以下の場合	2万4,250円
2割軽減	33万円＋（45万円×世帯の被保険者数）以下の場合	3万8,800円

※決定後の金額は、端数処理します。

所得割の軽減

所得金額等（総所得金額の合計から33万円を引いた額）が58万円以下の人は、保険料の所得割が5割軽減されます。

被用者保険（会社等の保険）の

被扶養者に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日までに、職場の健康保険等の被扶養者であった人は、保険料の均等割が9割軽減されます。また、所得割も課されません。

後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療制度を安定的に維持することで被保険者が安心して医療を受けることができるようにするものです。皆さんのご理解・ご協力をよろしくお願いします。



TOWN TOPICS IN **HITA** まちの話題



薄紫色のれんげがお出迎え

約5ヘクタールのレンゲ畑が広がる大鶴地区で、4月29日、「おおつるレンゲまつり」が開かれた。祭りでは、レンゲ畑を空から見下ろすことができる観覧バルーンや動物と触れ合うことができる移動動物園、おにぎりや焼きそばなどの販売もあり、来場者は一面に広がるレンゲとともに、買物や食事を楽しんでいた。



マイナスイオンのふる郷

4月29日、「第47回津江山系釈迦連峰山開き」が前津江町の椿ヶ鼻ハイランドパークで開催された。山と登山者の安全を祈願する神事後、岩里諫夫まつり実行委員長は「ここが奥日田エリアのアウトドア観光の拠点となるように、イベントを継続していきたい」と挨拶した。この日はあいにくの雨混じりの天気だったが、餅まきや宝探しでにぎわった。



小鹿田の唐臼祭に約5000人

小鹿田焼唐臼祭が5月3・4日に源栄町皿山地域で開催された。

唐臼の音が響く小鹿田の里では、10軒の窯元が軒下に器を展示。訪れた人々は、皿やマグカップなどを手に取り、じっくり品定めしていた。

また、10周年を迎えた今年は、記念イベントとして作曲家・歌手の山口洋氏、市内で活躍する音楽家の山本ヤマ氏を迎えたライブや、市内グルメ・郷土料理などの販売もあり、来場者は一味違った小鹿田の里を楽しんだ。



まかせて安心 育児をサポート

子育てを地域で相互援助する「ファミリー・サポート・センター」の会員登録を目的とした研修会が5月18日と19日、中央児童館で実施された。これは、登録された「まかせて会員」が「おねがい会員」の子育てを支援するもので、今回は「まかせて会員」の登録を目指す8人の受講者が、子供の遊ばせ方や健康面・応急処置などの安全面について学んだ。



県政ふれあいトークで知事と意見交換

広瀬勝貞知事と県民が直接対話する「県政ふれあいトーク」が5月14日、朝霧の館で開かれ、ひた水環境ネットワークセンター（園田匠代表）が活動報告や水量増加の必要性を訴えた。

参加者たちは「生活排水がそのまま川に流れている」など現状を報告。知事は取組の状況や効果を尋ねた。

児童発達支援センター「び〜と」が開所

発達に不安のある未就学児を対象に、発達を促すための支援をする児童発達センター「び〜と」が吹上町に完成し、

4月26日、開所した。日常生活の基本動作の習得などの訓練のほか、集団での療養も行う。相談支援専門員が保護者や地域からの相談にも応じる。石松聡美センター長は「地域の子供や家族も支援できる施設にしたい」と話した。



矢野あいみさん 市長を表敬訪問

日田市出身でシンガーソングライターとして活躍する矢野あいみさんが、4月25日、市役所を訪れ、原田啓介市長と面談した。矢野さんはアイリッシュハーブやピアノの弾き語りで東京を中心に活動している。矢野さんは「3月21日の凱旋コンサートで多くの人に来ていただき感謝しています。これからの活動でふるさとに還元していきたいです」と話した。



図書館の本を読んで、挑戦してみました！

皆さんは、生き物を飼ったことがありますか？我が家はこの数年、カブトムシを飼育しています。昨年の夏も飼っていたカブトムシが卵を産んでくれました。最初の卵は米粒ほどでした。うまく育てられるか心配でしたが、今は大きな顎を持った立派な幼虫に成長しました。梅雨に入る頃、蛹室という穴の中で幼虫からさなぎに変身します。約2週間ほどで羽化をして、そのまま羽が硬くなるまでじっと穴の中で過ごします。そして



参考にした本
今森光彦の昆虫教室
くらしとかいかた
今森光彦／作
廣野研一／絵
童心社

新刊情報

おいしい暮らし歳時記 口福だより
広田千悦子／絵・文 広田行正／写真
小学館

歳時記エッセイで人気の広田千悦子の「食」をテーマにしたイラストエッセイ。自然からの恵みの「口福」を暮らしの中で見つける喜びを体感し、日本の伝統を「食」から見直す一冊。



ほんとおおきさ・あかちゃん動物園
尾崎たまき／写真 柏原晃夫／絵
高岡昌江／文 小宮輝之／監修
学研教育出版

人気のパンダを始め、トラやチンパンジー、カワウソなど、21種のかわいい赤ちゃんを全て実物大の写真で掲載した図鑑絵本。コウテイペンギンなど、珍しい赤ちゃんも登場。



黒澤明が選んだ100本の映画（文春新書）
黒澤和子／編 文藝春秋

黒澤明が生前、自分の好きな映画を100本選んだリストを基に、娘の黒澤和子が新たに構成。その時々の黒澤明の感想を具体的に再現する。古今東西の名作を"世界のクロサワ"ならではの視点で楽しめる一冊。



世界遺産登録を目指す「咸宜園」－近世日本の教育遺産として－ ②

地域の自然や文化遺産を活用した教育 「放学・遊山」～大原八幡宮～

【問合せ】世界遺産推進室（咸宜園教育研究センター内） ☎@0268



咸宜園では構内の授業だけでなく、ときには師弟同行して、ときには塾生たちだけで、しばしば周辺の山野、河川、神社・仏閣などに出向き、遊び、弁当を開いて食事をし、詩を読むなどを行いました。このように、塾の休日である「放学」、山歩きをした「遊山」が淡窓の日記などに見られます。今号では、放学・遊山の地としての「大原八幡宮」を紹介します。

日田の総鎮守社である大原八幡宮は、淡窓が子供の頃から参詣した神社です。

淡窓の自叙伝「懐旧樓筆記」には、幼いときの思い出として「余、幼少より遊戯せし地を挙げて云えば、先ず大原山八幡宮なり。是は毎年放生会の祭りあり。八月十三日より十五日までなり。其の時は毎日、昼一度、夜一度参詣したり。衆人の群集したると、売り物の店に満ちたると、戯場などの種々あるを以て娯楽とせり」（露店や見世物があり、人々にぎわう放生会が楽しみで昼夜二度も参詣した）と述べています。

咸宜園の規則でも、中秋（旧暦八月十五日）は祇園会などとともに塾の休日（放学）とされ、また、「別に、大原参りも願いによって許可する」としていました。

淡窓の日記には、毎年正月の参拝、病気の平癒祈願、長期の旅行の安全祈願とお礼参りなど、大原八幡宮に



大原八幡宮（拝殿）

参詣した記事がしばしば見られます。四十一歳のときの厄払いの記事もあり、「入厄の俗説に随ってお参りした」と記しています。

大原山の山歩き（遊山）では、伯父・月化、父・桃秋の同伴をして、塾生も多数引き連れて遊び、金比羅神社で弁当を開いたりしています。また、弟・旭荘や塾生とともに遊び、神社の回廊でうたげを開いたりもしています。

さらに代官所との関わりでは、代官の命で大原八幡宮を参詣して、塾生との詩会を催し、弁当を頂いたり、代官の塾への干渉事件（官府の難）が落ち着いた後には、お礼参りとして、塾生たちに階段下の石燈から祭壇までを往復する三百拝を行わせたりしています。

秋風庵隣の住居「招隠洞」や塾舎の新築のときには、淡窓が大原八幡宮の神官である橋本氏に上棟の地鎮祭を依頼しています。

食生活改善推進員さんのおすすめレシピ⑦

【問合せ】健康保険課健康支援係 ☎@3000



白身魚のニラたま焼き

ニラは、疲労回復の働きをするビタミンB1を多く含み、さらにビタミンB1を体内に長くとどめて効力を持続させる硫化アリルが入っています。ねぎ類と栄養価は似ていますが、ビタミンAを多く含むのが特徴です。夏バテや風邪予防に効果があります。



<材料>（4人分）

白身魚（3枚おろし） 200g
小麦粉 適量
卵 2個
ニラ 50g
植物油 小さじ4

A [薄口醤油 小さじ2
酢 小さじ2
料理酒 小さじ2]

- ①白身魚は骨と皮を除いてひと口大のそぎ切りにし、小麦粉をまぶす。
- ②ニラを小口切りにし、割りほぐした卵と混ぜる。
- ③フライパンに油を熱し、魚を②に浸し、焦がさないように焼く。
- ④Aを混ぜ合わせて掛ける。

返却ポストをご利用ください



休館日や夜間でも図書の返却ができます。玄関横の返却ポストをご利用ください。
なお、開館時はカウンターに返却してください。

こどもの読書週間イベントを開催しました

4月23日から5月11日まで、こどもの読書週間イベントを行いました。恒例の児童書リサイクル会では1,297冊の児童書を無料配布しました。また、4月27日のこども司書講座開講式には11人の小学生が出席しました。11人は一年間で7回の講義・実習を受け、「こども司書」の認定を目指します。



おいでよ！おはなし会

6月14日(土) 午後3時～4時
6月28日(土) 午前11時～正午
児童コーナー

6月の休館日（○…休館日）

日	月	火	水	木	金	土
1	②	3	4	5	6	7
8	⑨	10	11	12	13	14
15	⑬	17	18	19	20	21
22	⑬	24	25	⑬	27	28
29	⑬					



元気な日田っ子集まれ！

8月に誕生日を迎える3歳までのお子さんが対象です。7月1日までにお申し込みください。(抽選の結果は、当選者のみに連絡します)

- はがき 住所、お子さんの氏名と生年月日、保護者名、昼間の連絡先を記入の上、郵送
□ホームページ 市ホームページ(電子申請システムのページ)から申込み
□携帯電話 下記の2次元コードから申込み



※申込みの際は、写真を送付する必要はありません。
☎77-8601(住所記載不要)
情報統計課行政情報発信係
☎28627(市役所6階)

日田市の人口
(平成26年4月30日現在)

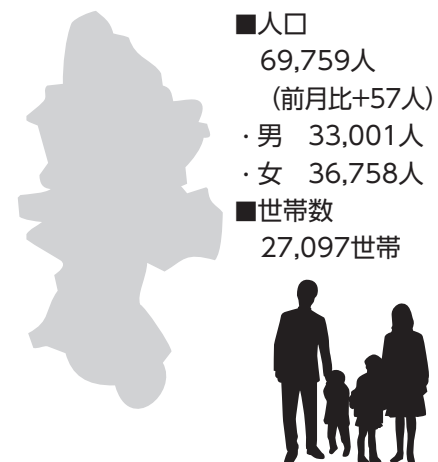


Table with 3 columns: Child Plaza (チャイルドプラザ), Maru no Uchi (丸の内), and Hino Kuma (ひのくま). Rows list various support programs like family days, parent workshops, and dance classes.

松原児童館 (☎2922) は、毎週土曜日のみ開館しています。

Table with 4 columns: Maetsue (まえつえ), Ooyama Children's Center (大山児童館), Amatsubo Children's Center (天瀬児童館), and Chuo Children's Center (中央児童館). Rows list various activities like parent-child play, gift making, and family support.

★印は事前予約が必要です。※児童館の利用には、年1回登録申請書(押印必要)を提出してください。

子育てを応援します！
じどうかん・支援施設
6月の主な催し
小…小学生対象
乳…乳幼児対象

子育て世帯臨時特例給付金 のお知らせ

子育て世帯臨時特例給付金とは、4月から消費税が8%に引き上げられたことに伴い、子育て世帯への影響を緩和し、消費の下支えをするために、臨時的な給付措置を行うものです。

6月上旬頃、平成26年1月分の児童手当の受給者に子育て世帯臨時特例給付金の申請書を郵送します。申請する人は、同封の返信用封筒で返送してください。なお、市役所1階こども未来室又は各振興局の窓口でも申請を受け付けます。

※子育て世帯臨時特例給付金には、支給要件があります。要件の詳細は、市ホームページをご覧ください。

■申請受付開始日 7月1日(火)



**臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の
振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意ください！**

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省、国税局の職員などがかたった電話が掛かってきたら、市役所(☎②3111)や日田警察署(☎②2131)又は警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

問こども未来室家庭支援係☎②8292 (市役所1階)



「協働のまちづくり出前懇談会」を開催

6月・7月に開催する「協働のまちづくり出前懇談会」の日程をお知らせします。

▶議題(予定) 平成26年度の事業説明、ふるさと納税制度、地域の課題などの意見交換

【問合せ】企画課政策企画係☎②8227 (市役所6階)

開催地区名	開催日時	開催会場	開催地区名	開催日時	開催会場
小野	6月5日(木) 午後7時30分	小野公民館	竹田	6月27日(金) 午後7時	若宮公民館
三芳	6月6日(金) 午後7時	三芳公民館	田島	6月30日(月) 午後7時	田島二丁目公民館
桂林	6月17日(火) 午後7時	桂林公民館	五馬	7月1日(火) 午後7時	天瀬公民館五馬分館
馬原	6月18日(水) 午後7時	天瀬公民館東溪分館	鎌手	7月2日(水) 午後7時30分	大山振興局
西有田	6月19日(木) 午後7時30分	西有田公民館	隈庄手	7月3日(木) 午後7時	日隈公民館
五和	6月20日(金) 午後7時	五和公民館	光岡	7月4日(金) 午後7時	光岡公民館
大鶴	6月23日(月) 午後7時30分	大鶴公民館	高瀬	7月7日(月) 午後7時30分	高瀬公民館
咸宜	6月24日(火) 午後7時30分	咸宜公民館	三花	7月8日(火) 午後7時30分	三花公民館
朝日	6月26日(木) 午後7時30分	朝日公民館	夜明	7月11日(金) 午後7時30分	夜明公民館